

新潟市新津美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 38 号

新潟市新津美術館条例の一部を改正する条例

新潟市新津美術館条例（平成 16 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 3（1）の表中「8,000円」を「9,200円」に、「15,000円」を「17,250円」に、「20,000円」を「23,000円」に、「25,000円」を「28,750円」に、「30,000円」を「34,500円」に、「35,000円」を「40,250円」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「備考 2 に規定する期間」を「1週間」に改め、同表中備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とし、別表のうち 3（2）の表中「500円」を「570円」に、「1,000円」を「1,150円」に改め、別表のうち 3（3）の表中「15,000円」を「17,250円」に改め、別表のうち 3（4）の表を次のように改める。

（4） レクチャールーム

区分	使用料の額
午前（午前 10 時から正午まで）	2,300円
午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	4,600円
追加（1 時間につき）	1,150円

備考

- 1 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、午前及び午後の区分に定める使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 午前及び午後の区分に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考 1 に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1 時間につき、追加の区分に定める使

用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

4 備品の使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市新津美術館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市新津美術館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。